

銀行の決済ビジネスを取り巻く 環境変化と業務範囲規制

2015年2月5日

日本総合研究所

翁 百合

プレゼンテーション内容

1. 銀行のネット決済ビジネス

近年の電子商取引の拡大を踏まえた銀行のネット決済ビジネスの将来と業務範囲規制上の論点

2. 銀行の決済にかかるオープン・イノベーション

オープン・イノベーションの重要性と業務範囲規制上の論点

3. 決済業務等に関する銀行間の連携・協働

人口減少を見据えた日本の銀行業の将来像と業務範囲規制上の論点

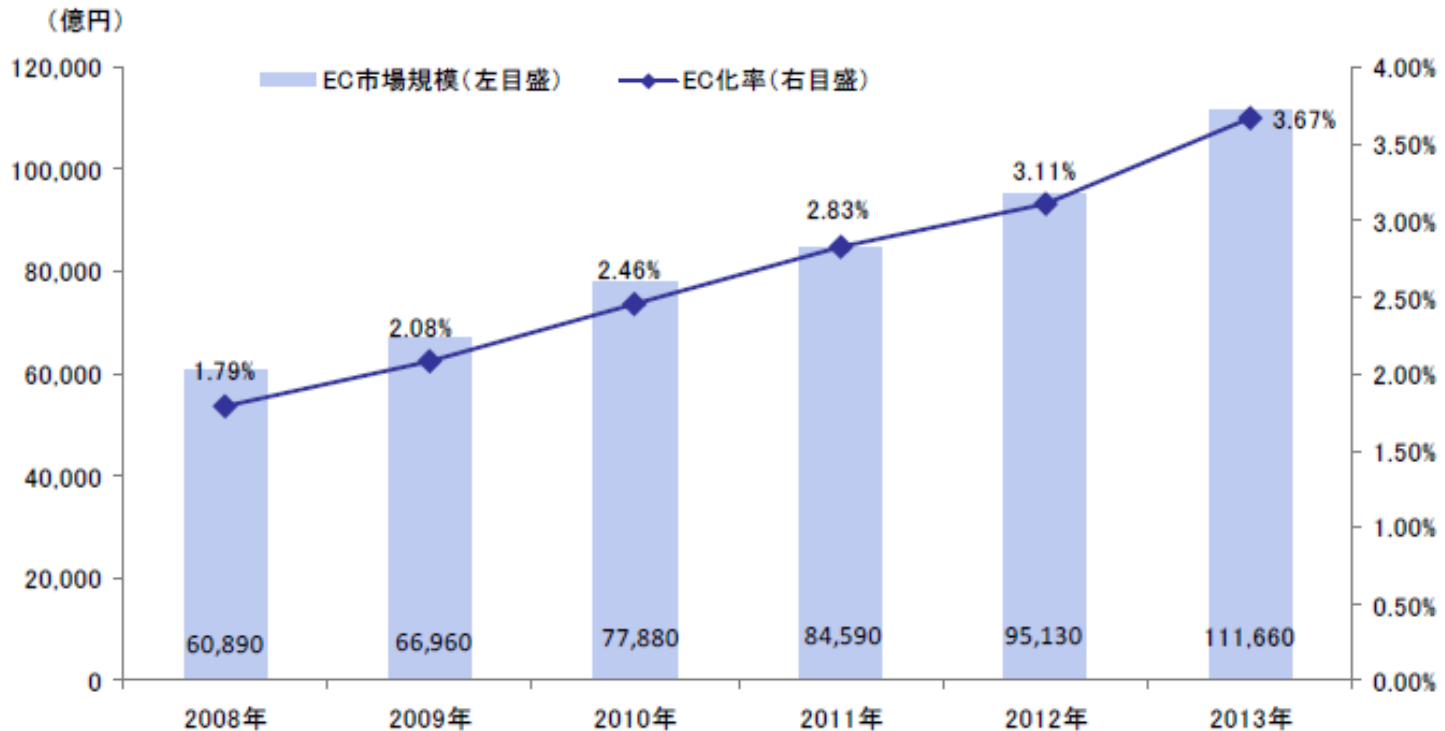
1. 銀行のネット決済ビジネス

~近年の電子商取引の拡大を踏まえた銀行の
ネット決済ビジネスの将来と業務範囲規制上の論点~

近年の電子商取引の拡大

- 電子商取引の拡大に伴い、ネット決済サービスや販売・決済情報等を活用した融資サービスの提供機会が拡大

日本の電子商取引の市場規模推移(BtoC)







(出所) 経済産業省「電子商取引に関する市場調査報告書」(平成26年8月), p.6

(注) EC化率とは、全ての商取引額に対する電子商取引市場規模の割合

事業会社のネット決済ビジネス参入状況

- 近年、事業会社によるネット決済ビジネスへの参入が活発化。
→ 電子商取引と金融サービスの一体提供によって、顧客を囲い込み。
両者を融合させた新たな金融サービスも登場。

事業者名	時期	金融サービス
 (日本)	2005年	・ 楽天市場のカード決済サービスを自社「R-Card Plus」に一本化(楽天)
	2013年	・ 出店者向けに「楽天スーパービジネスローン」を提供開始(楽天カード)
	2014年	・ 楽天市場の振込先口座を「楽天銀行 楽天市場支店」に一本化(楽天銀行)
 (日本)	2003年	・ オークション落札代金決済サービス「Yahoo!かんたん決済」を提供開始(ネットラスト)
	2007年	・ 出店者向けにネット決済代行サービス「Yahoo!ウォレット」を提供開始(ヤフー)
	2015年	・ 商品の販売情報や顧客評価を基に審査する出店者向け新型融資を取扱開始予定(ジャパンネット銀行)
 (米国)	2012年	・ 取引状況を勘案した出店者向け融資“Amazon Lending”を提供開始
	2013年	・ Amazonに登録されたカード情報を活用した非出店者向け決済サービス“amazon payments”を提供開始
 (中国)	2004年	・ ネット決済サービス“Alipay”(第三者保証決済:エスクロー)を提供開始
	2010年	・ 支付宝等での取引状況を与信審査に組み入れた融資サービスを提供開始
	2014年	・ 「浙江網商銀行」(アリババの関連企業が30%出資)の設立認可を取得

銀行のネット決済ビジネスを考える視点

- 電子商取引と親和性の高いネット決済ビジネスは、有望な成長分野
 - 一方、事業会社の参入によって、「決済を中心に銀行業務の『アンバンドリング化』ともいうべき構造変化」も進行
 - 電子商取引と金融サービスの一体提供による顧客の囲い込み
 - 電子商取引と金融サービスの融合による新たな金融サービスの提供
 - 他方、わが国の伝統的な銀行からは、必ずしも新たな金融サービスの提供が活発に行われていない。
- 伝統的な銀行の業務範囲の制約もこの一因となっているのではないか。近年の環境変化を踏まえ、業務範囲規制が足許の環境に則したものとなっているか、点検、見直しの検討が必要なのではないか。

米銀の動向

- 米銀は、2000年代初頭に、ネット決済ビジネスの強化等を目的として、“Virtual Mall”の運営に参入。

Citi “Bonus Cash Center”

(出所) Citiウェブサイト

Wells Fargo “Earn More Mall”

(出所) Wells Fargoウェブサイト

米国における法律上の解釈と日本の課題

- 米国では、2000年代前半に、ネット決済ビジネス等を巡る環境変化を踏まえ、銀行業務の一部である“Finder Activity”（注）の一環として、銀行による“Virtual Mall”の運営が解釈上認められた。

（注）潜在的な売り手・買い手の発掘、関心の有無に関する照会、売り手と買い手の引き合わせ、取引の場の提供、その他当事者自身による契約交渉および契約締結に資する行為

→ 一方、わが国では、銀行法上同業務の可否が必ずしも明らかではない。

OCC Opinions and Letters on Permissible Electronic Banking Activities

National banks may operate a "virtual mall," i.e., a bank-hosted set of web pages with a collection of links to third party Web sites organized as to product type and available to bank customers so that bank customers can shop for a range of financial and non-financial products and services via links to sites of third party vendors and merchants can electronically confirm payment authorization before shipping goods. – *OCC Interpretive Letter No. 875 (October 31, 1999)*

A national bank may, incidental to its hosting of a virtual mall, provide at that site access to a limited amount of non-financial information (e.g., information on current events and weather) that is necessary to attract persons to the virtual mall site. – *OCC Conditional Approval No. 369 (February 25, 2000).*

留意点

- ネットショッピングモールの運営は、銀行の健全性へのリスクを限定できる範囲で定義する必要がある(商取引そのものは禁止)
 - ネットショッピングモール運営者の責任については、経産省「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」(平成26年8月)において一定程度整理がなされている。
 - 例えば、購入画面にモール運営者が売り主でないこと(取引の場を提供するのみ)がわかりやすく記載されていれば、商品の欠陥等にモール運営者は責任を負わない。
- 一方で、ネットショッピングモールの将来的な発展性や日本独自の発展可能性などを考えると、必ずしも米国銀行法と同一の定義が相応しいとは限らない。
- 米国では銀行本体に認められているが、ネットショッピングモールの運営を上記発展性を踏まえて定義するのであれば、リスク遮断の観点から、銀行や銀行持株会社の子会社に限定することも必要になるのではないか。

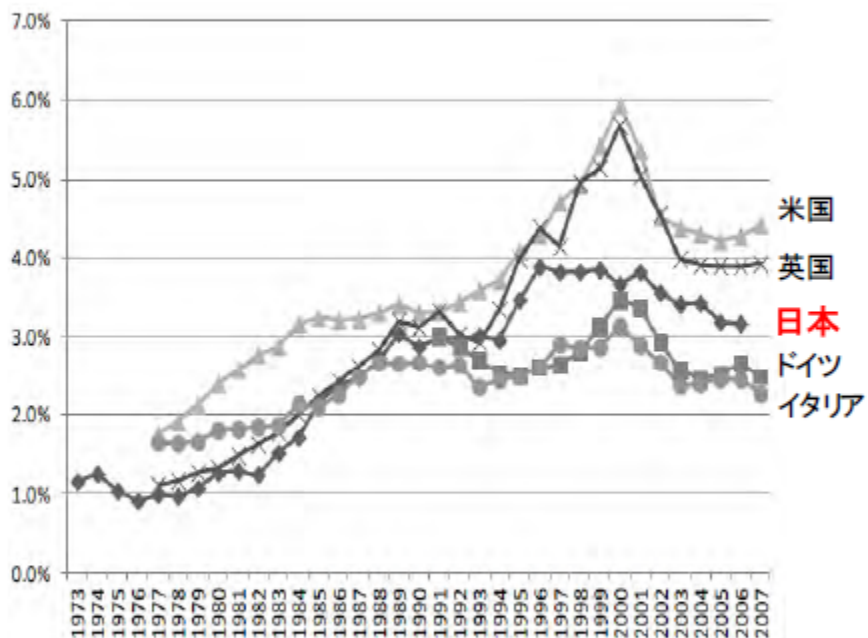
2. 銀行の決済にかかる オープン・イノベーション

~オープン・イノベーションの重要性と業務範囲規制上の論点~

守りに偏った日本企業のIT投資①

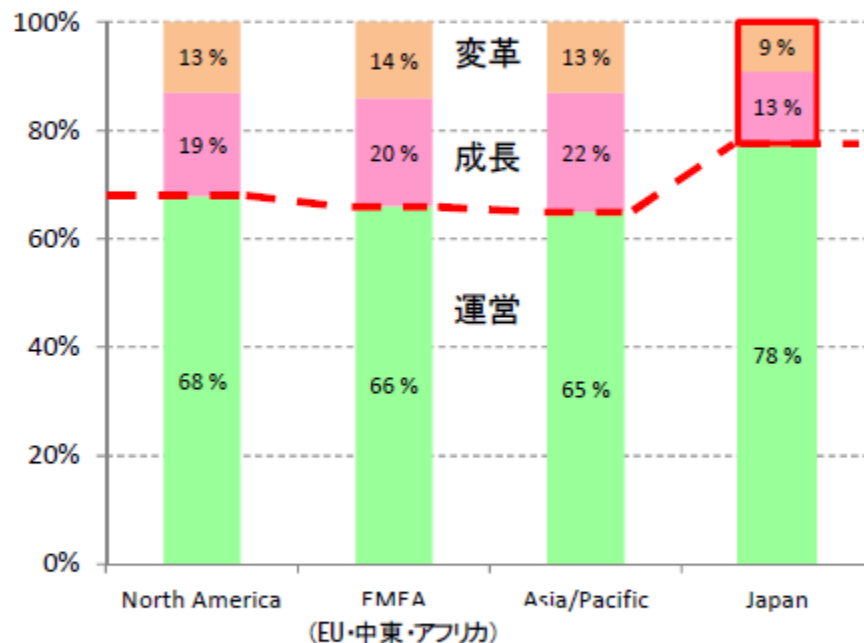
各国のIT投資額の対GDP比推移

日本のIT投資額(量)は、それほど低い水準ではない。



IT支出の内訳(2013年)

IT支出の内訳(質)では、システム運用費の比率が高く、戦略投資が不十分。



(出典)『失われた20年』と日本経済』深尾京司(2012)

(注)日本 RIETIのJIPデータベースより推計、米英独伊 EUKLEMSより推計

(出典)ガートナーの下記リサーチを基に経済産業省にてグラフを作成

North America, EMEA, Asia/Pacific:

Gartner "IT Key Metrics Data 2014: Executive Summary" Jamie K. Guevara et al, 16 December 2013

Japan:

ガートナー (ITデマンドリサーチ) / 調査 2013年11月 「2013年後期 企業ユーザーITデマンド調査報告書 第1部

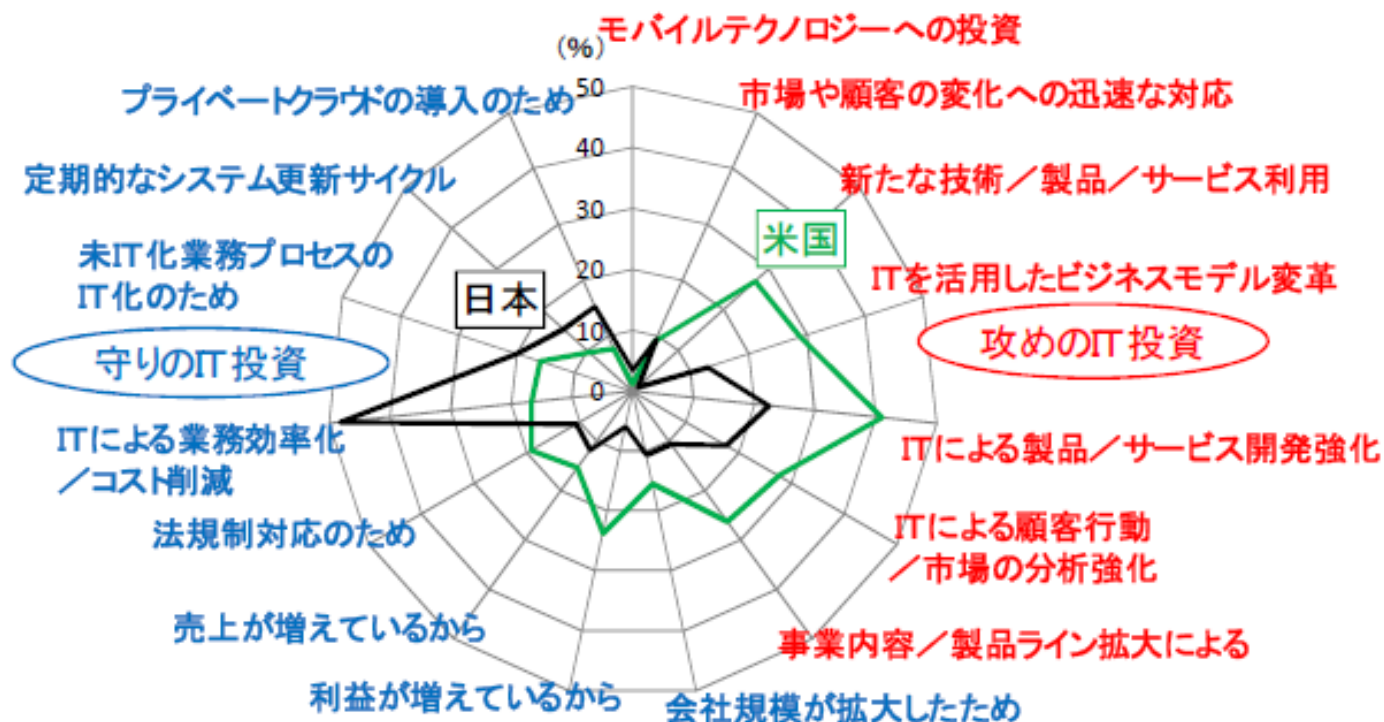
Computer Systems」

N=477

守りに偏った日本企業のIT投資②

IT予算を増額する企業における、増額予算の用途

米国企業は「攻めのIT投資」に主眼が置かれている一方、日本企業は「守りのIT投資」が中心。



(出典)一般社団法人 電子情報技術産業協会 (JEITA)
「ITを活用した経営に対する日米企業の相違分析」調査結果 (2013年10月)

(出所)経済産業省・「日本の『稼ぐ力』創出研究会」第7回経産省資料 (2014年10月24日)、p.55

海外の銀行のオープンイノベーションの動向

- これまで自前主義が強かった金融業界でも、足許、決済分野を中心としたIT技術の取込みを目的に、ベンチャーへの出資や買収が活発化。

欧米銀によるITベンチャー等の買収・出資事例

(米)

- PayQuik (2008年2月): 金融機関等向けの送金プラットフォーム開発・サービス提供者。
- Ecount (2007年3月): 小売業者向けのプライベート・カード・プラットフォーム開発・サービス提供者。

JPMORGAN CHASE & CO. (米)

- Bloomspot (2012年12月): 小売業者向けのケーホン等によるワード・プログラムの提供・管理システム開発業者。

(米)

- FSV Payment Systems (2012年11月): 企業、政府、金融機関向けのプライベートカード・プラットフォーム開発・サービス提供者。

(米)

- Level Money (2015年1月): 複数口座の収支管理や資金計画策定をサポートするスマートフォン用アプリケーション開発・提供者。

BBVA Compass (スペインの銀行の米国現法)

- Simple (2014年2月): PCやスマートフォン等専用の低コストで利便性の高い銀行サービスを提供する銀行代理店業者。

BARCLAYS (英)

- RS2 Software (2013年8月、10%出資→同年11月、18.25%へ): 銀行、カード会社、小売業者向けのカード決済用ソフトウェア開発業者。
- Analog Analytics (2012年6月): インターネット業者や広告代理店向けのケーホン等の発行・管理システム開発業者。

BNP PARIBAS (仏)

- FLASHiZ (2013年10月): QRコード等を利用したスマートフォンによる決済アプリ開発及びサービス提供会社。

SOCIETE GENERALE (仏)

- OnVista (2007年10月): 金融情報ポータルサイトの提供者。

CRÉDIT AGRICOLE S.A. (仏)

- Fianet SA (2008年5月): インターネット決済に係るセキュリティ・システムの開発・提供会社。

Santander (スペイン)

- Zed Group (2012年10月、30%出資): デジタル・マーケティングシステム、モバイル・インターネット決済システム等の開発・提供会社。
- iZettle (2013年6月、5百万ユーロ出資): 専用アプリと端末を利用したスマートフォンによるカード決済会社。

欧米における業務範囲規制の状況

- 米国では、「金融持株会社(FHC)」に対し、「銀行持株会社(BHC)」よりも広い範囲の「本源的な金融業務又は付随業務」を容認。また、FHCは、当局の個別認可を得て「金融業務の補完的業務」に従事することも可能。

- ① 本源的な金融業務又はこれらの金融業務に付随する業務 (financial in nature or incidental to such financial activity)
 - ✓ フルレンジの証券業務(BHCの場合は国債等の適格証券に取扱いが限定される)
 - ✓ マーチャントバンキング業務(BHCには認められていない)、等をFRB規則に列挙
- ② 金融業務の補完的業務(complementary to a financial activity)
 - ✓ 各行の個別申請を受けてFRBが認可した業務(参入又は5%以上の議決権を保有する前にFRBへ認可申請)
 - ✓ FRBは、①「補完的」と言えるか、②当該業務が銀行の健全性や金融システムの安定性にリスクを及ぼさないかを個別に審査して認可(限定列挙方式をとっていない)

- EUでは、業種に関係なく一般事業会社の議決権を100%まで取得・保有可能。ただし、自己資本比率規制上、以下の制約あり。

10%以上の議決権を有する一般事業会社の株式(注)の簿価が(ア)1社当たり当該銀行の総自己資本の15%を超える又は(イ)総額で同60%を超える場合、各国当局は、①当該超過部分にリスクウェイト1,250%(資本控除相当)を適用又は②上記比率を超える株式保有を禁止することが可能(CRR sec.89)。

(注) 一般事業会社の株式とは、①金融機関(銀行、証券、保険)、②金融関連業務を営む会社(銀行関連業務、銀行付随業務、リース、ファクタリング、投資信託、データ処理サービス及びその他同様の業務)以外の会社の株式。

日本の子会社業務範囲規制の課題

- わが国の銀行子会社の業務範囲は、限定列挙方式となっており、欧米と比較すると、やや柔軟性・拡張性に欠ける枠組みとなっている。
 - － 銀行子会社は、限定列挙された業務以外の業務を一切営んではない。
 - － 都度の改正を要する限定列挙方式は、技術革新のスピードが緩やかな時代と整合的。
- 金融業界の世界的なオープン・イノベーションの流れを踏まえると、今後、邦銀でも決済高度化等の観点からベンチャー等への出資を検討する局面が出てくると考えられるが、出資先の全ての業務が銀行法で限定列挙された業務に該当するとは限らない。仮に該当しない場合は出資が不可能になってしまう。
 - 諸外国と比較して、やや柔軟性・拡張性に欠ける業務範囲規制が、わが国銀行のオープン・イノベーションを阻害するものになっていないか、点検、見直しの検討が必要なのではないか。

留意点

- 銀行の健全性に及ぼす影響を考えると、オープン・イノベーションを目的とした出資といえども、無制限にベンチャーへの出資を認めることは適当ではない。
- 投資可能額に何らかの上限を設けることや、限定列挙業務以外の業務のリスクの性質や大きさ、銀行業とのシナジーの有無などを個別に検証して、認可する枠組とすることなどが必要ではないか。
- また、その場合でも、米国FHCを参考に、健全性の高い銀行持株会社に限定して出資を認める枠組みとするなど、一定のリスク遮断措置について検討が必要であろう。

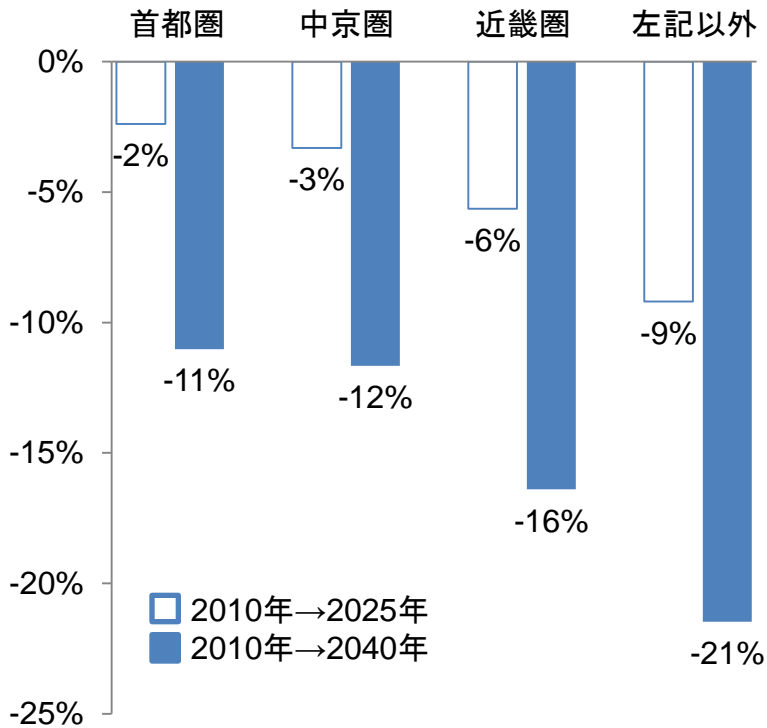
3. 決済業務等に関する 銀行間の協働・連携

~人口減少を見据えた日本の銀行業の将来像と業務範囲規制上の論点~

人口動態の変化

地域別の人口増減率

(2010年→2025年、2010年→2040年)

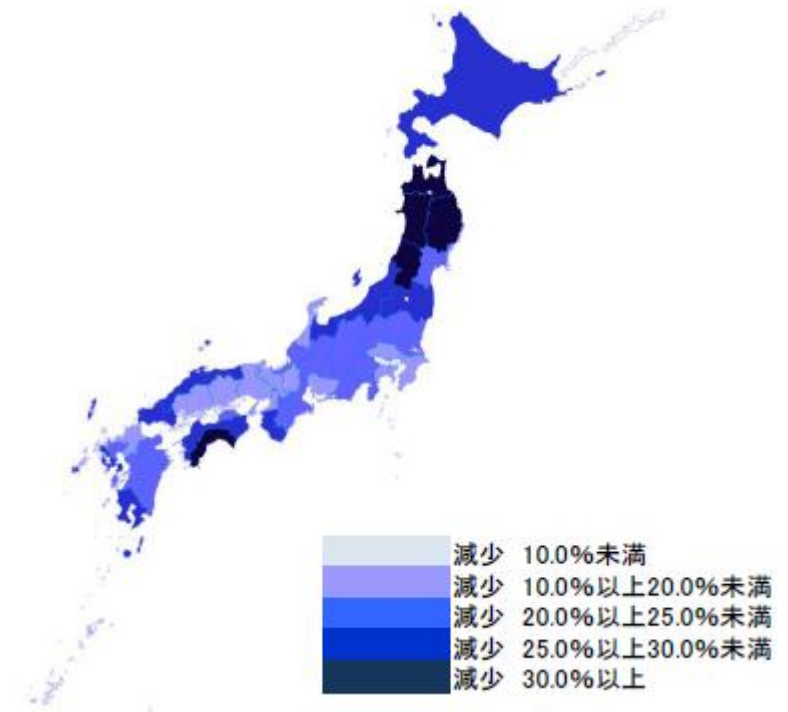


(注) 首都圏: 東京、神奈川、埼玉、千葉、茨城、群馬、栃木、山梨
 中京圏: 愛知、岐阜、三重
 近畿圏: 大阪、兵庫、京都、滋賀、奈良、和歌山

(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口」(平成25年5月推計)

都道府県別生産年齢人口の変化

(2010年から2035年にかけての増減率)

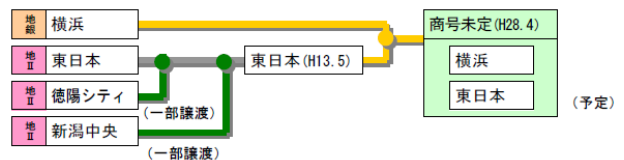
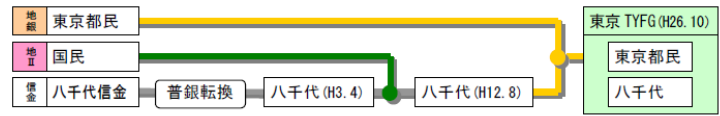
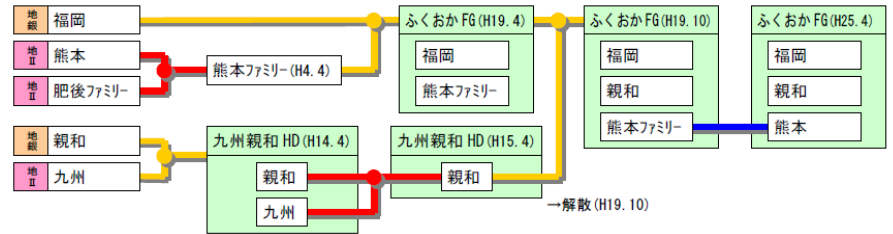
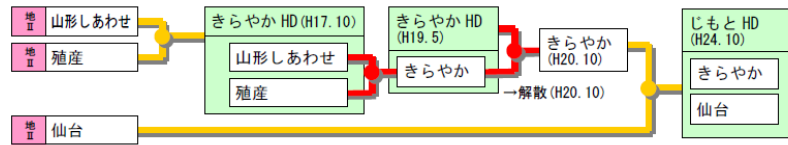
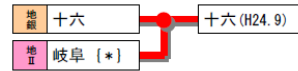
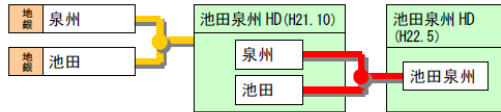
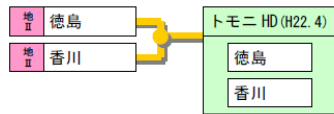
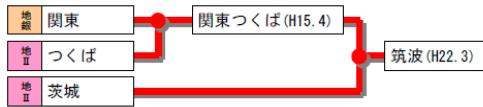
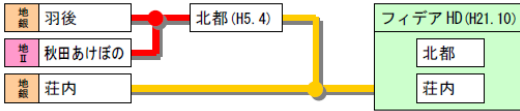
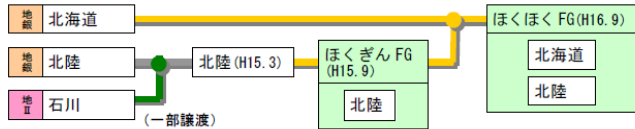


(出所) 日本総合研究所レポート「人口動態からみた地域産業構造の問題点」(2013年3月29日)、国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口」(平成19年5月推計)

地銀再編の動向

平成16年から平成22年まで

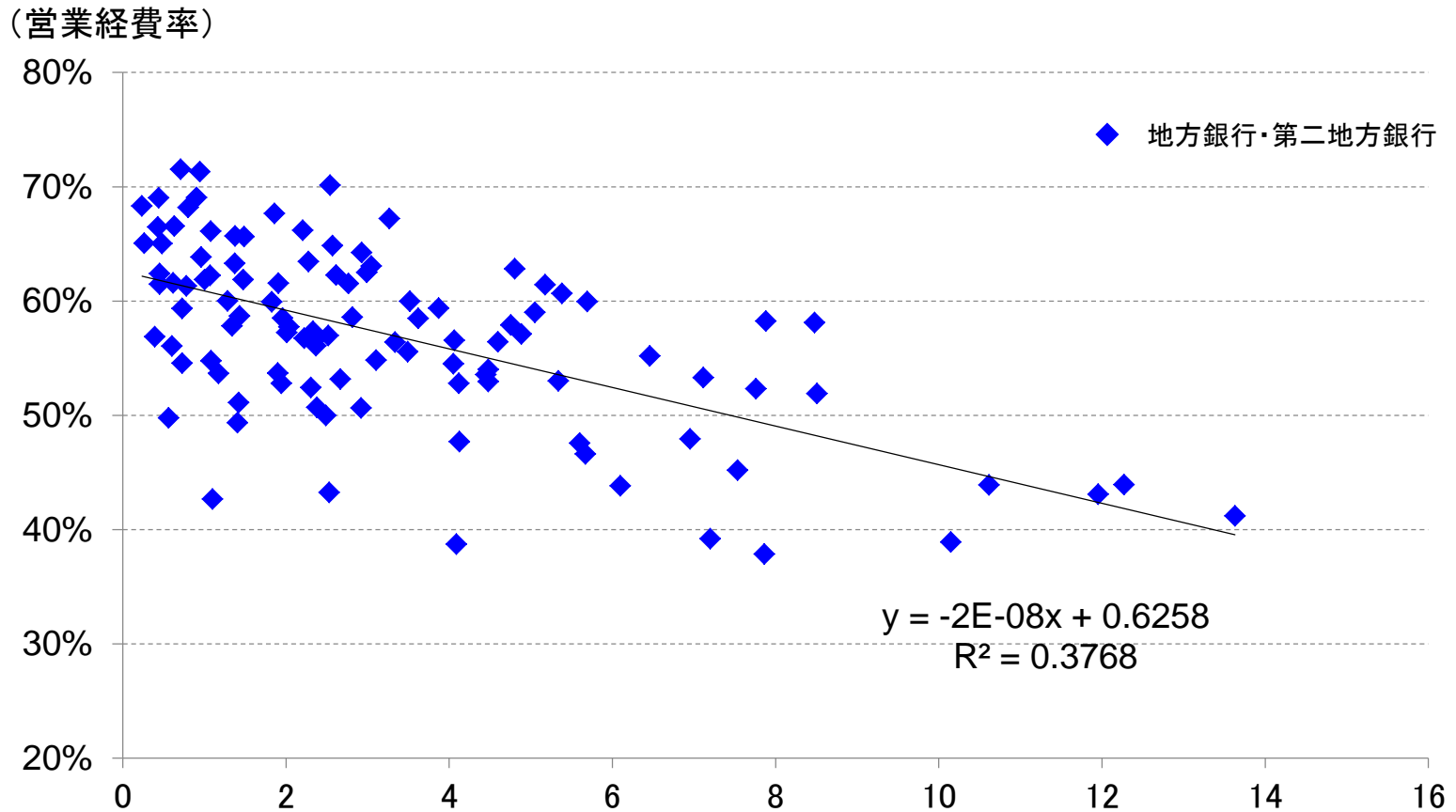
平成23年から平成26年まで(直近3年間)



(出所) 全国銀行協会「銀行変遷史データベース・平成元年以降の提携・合併リスト」(2014年12月5日時点)から抜粋して作成

地域金融機関のコスト構造

地方銀行の規模と営業経費率の関係
→ 資産規模によって20%以上も経費率に違い



(注1) 各行単体ベース(2013年度末)

(注2) 営業経費率 = 営業経費 ÷ 経常収益

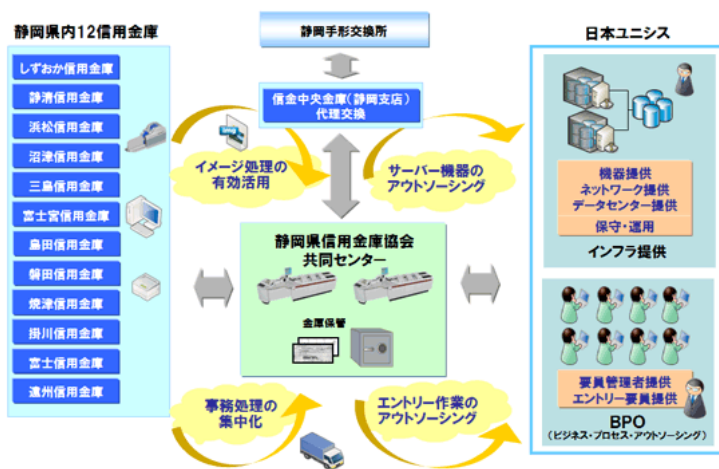
(出所) 全国銀行協会「全国銀行財務諸表分析」に基づき作成

決済関連事務受託ビジネスの必要性

- 人口減少の進展によって地方を中心に市場縮小が見込まれるなか、今後、地域金融機関では、決済関連事務の合理化等を通じたコスト構造の見直しを図る動きが活発化する可能性がある(すでに事例もみられる)。
- 銀行によって事務効率性や強み・弱みに違いがあること、事務関連業務は規模の経済性が働くことに鑑みれば、銀行間での事務受託を容易化する規制の枠組みとすることが必要。

→ 現行規制が、銀行間での事務受託の制約になっていないか、点検、見直しの検討が必要な時期に来ているのではないか。例えば、収入依存度規制や受託可能な事務の範囲など。

信用金庫の手形管理業務の共同化事例



(出所) 日本ユニシスプレスリリース(2013年5月31日)に基づき作成
(http://www.unisys.co.jp/news/nr_130531_bpo.html)